

令和2年6月30日

発 言 者	発 言 要 旨
原田委員	<p>現在、県内で公共職業訓練を実施する事業者数はどの程度か。また、最も事業者数が多かった時期と比べると、どの程度の水準か。</p>
雇用対策課長	<p>令和元年度の実績は、13事業者が50のコースを開講し、509人が受講している。なお、平成23年に、県で委託先として見込まれる事業者数は約50であったのに対し、現在は20を下回る状況である。</p>
原田委員	<p>新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響で、県内の有効求人倍率は1.10倍までに低下した。現在は、雇用調整助成金により休業者を支援しているが、支援期間が終了すると多くの失業者が生まれる可能性がある。現在の公共職業訓練の体制で、全ての失業者を支援できるのか。</p>
雇用対策課長	<p>公共職業訓練は、景気が後退し、雇用情勢が悪化した際の大きな政策の柱となる。 県としては、国の計画を注視しながら、休止中の事業者や認定職業訓練校、専門学校などの受託の可能性がある事業者を掘り起こす必要があると考えている。</p>
原田委員	<p>県の規定では、公共職業訓練の講師を務めるには、1年以上同様のコースを教えた経験を有することなど様々な要件があり、直ちに事業者を掘り起こすことは困難であると考えている。 むしろ、そのような状況にならないようあらかじめ何かしらの施策を打つべきではなかったかと考えるがどうか。</p>
雇用対策課長	<p>公共職業訓練は、雇用情勢が悪化した際のセーフティネットの一つとして機能すべきものであると考えている。そのため、委託先の事業者数を一定程度確保し、維持していくことは重要な視点であると考えている。 現行の国の制度では、景気が好転すると計画人員が縮小され、その結果、委託先事業者も減少する。今後も事業者の声に耳を傾け、場合によっては、制度を運用する国に対しても伝えてまいりたい。</p>
原田委員	<p>7月に行った政府への施策等に対する提案の一つに障がい者の職業訓練に係る委託料の増額はあるが、一般の職業訓練に係る委託料の増額を求めなかった背景はどうか。</p>
雇用対策課長	<p>庄内地域では、障がい者への職業訓練を行う事業者を募集したところ応募する事業者が全くいなかった状況もあり、喫緊の課題として、政府への施策等に対する提案を行った。 その他の職業訓練の委託料についても、リーマンショック時の単価と現在の単価が同額であり、事業者から様々な声を聴いている。県としても重大な課題と認識しており、都道府県の主管課長会議でも改善を訴えている。</p>
原田委員	<p>委託料が事業者に支払われるのは、訓練が終了し訓練完了報告書を提出</p>

発 言 者	発 言 要 旨
雇用対策課長	<p>した後1か月以内となっているが、事業者の運転資金は大変厳しい状況であるため、概算払いとすることも必要ではないか。</p>
雇用対策課長	<p>概算払いは、事業者のメリットになるのと同時に、委託先の候補が増える可能性もあるため、どのような形をとれるか検討したい。</p>
原田委員	<p>国の補正予算では、公共職業能力開発施設等におけるオンライン訓練推進のための環境整備費24億円が計上されているが、当該事業の概要はどうか。</p>
雇用対策課長	<p>産業技術短期大学校や職業能力開発専門学校における訓練をオンラインで行うことが出来るようにするために必要な機材の整備を支援するものと聞いている。</p>
関委員	<p>山形交響楽団の現状と今後の取組みはどうか。</p>
文化振興・文化財課長	<p>4月から6月にかけて60回以上の演奏会が中止・延期となり、約7,000万円の収入減が見込まれていると聞いている。 今後は、7月以降に延期となった演奏会を行うとともに、国の補正予算に計上された「アートキャラバン」等を活用しながら積極的に活動していくと聞いている。</p>
関委員	<p>今期定例会で提案された医療従事者等への応援と感謝の気持ちを伝える山形交響楽団による訪問演奏の概要はどうか。</p>
文化振興・文化財課長	<p>7月以降に県内10箇所程度での演奏を想定しており、訪問箇所は、患者を受け入れている医療機関や新型コロナ対策に苦慮している子育て施設及び介護施設等を想定している。</p>
関委員	<p>新型コロナによる解雇や雇い止めの状況はどうか。</p>
雇用対策課長	<p>厚生労働省が週1回公表している数値（6月19日時点）では、本県において雇用調整の可能性がある事業者数は1,301、解雇等の見込まれる労働者は238人と発表されている。</p>
関委員	<p>新型コロナにより非正規労働者がいわゆる派遣切りにならないようにすることが重要であり、それに対応する施策の状況はどうか。</p>
雇用対策課長	<p>従来の雇用調整助成金では、雇用保険の被保険者ではない非正規労働者は支援の対象とならないが、今般の拡充により支援の対象に含まれることとなった。 県としては、雇用を守るために雇用調整助成金が活用されるよう、窓口による相談期間の延長や手続きを支援する社会保険労務士に支払う手数料の補助を打ち出したほか、労働局においても人員体制の強化を図っている。</p>
関委員	<p>国の持続化給付金の対象となるのは、売上額が前年同月と比較して5割以上減少した事業者であるが、減少率が5割に満たなくても、中小・小規</p>

発 言 者	発 言 要 旨
商工産業政策 課長	<p> 模事業者は大変厳しい状況に置かれていることをどのように認識しているのか。 </p> <p> 山形県経済動向月例報告や東京商工リサーチによる調査などを見ても県内の事業者は大変厳しい状況にあることを認識している。 </p> <p> 県としては、事業の継続と雇用を守り、事業者の資金繰りを支援するため、全国に先駆けて無利子による融資制度を設けるほか、今期定例会には、新型コロナの感染防止と消費喚起を両立させるための各種支援制度を提案している。 </p>